

Ver.3.6
12月28日時点

地域計画策定マニュアル

令和5年12月

農林水産省

目次

1 人・農地プランから地域計画へ	1	4 地域計画	
2 地域計画の策定・実行までの流れ	2	・地域計画の策定手順	15
3 協議の場		・目標地図の作成手順①②	16,17
・協議の場の設置に向けた調整	3	・協議の結果を踏まえた地域計画の策定	18
・関係機関の役割例	4	・地域計画の要件	19
・都道府県段階での役割例	5	・地域計画の公告	20
・協議の場で活用する資料例	6	・地域計画記載例	21～24
・協議の場の進め方①②③	7～9	・地域計画の実現に向けた支援①②	25～40
・コーディネーターの活用	10	5 目標地図作成の先行事例	41,42
・協議の場における協議事項①②	11,12	6 地域計画の策定に向けた取組事例	43,44
・協議の場の取りまとめ(記載例)	13,14		

人・農地プランから地域計画へ

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきていただきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、**地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題**です。

このため、①人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより**目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め**、②それを実現すべく、**地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等**を進めるため、基盤法等の改正法が令和5年4月1日に施行されました。

これまで**地域の皆さんのご努力で守り続けてきた農地**を、**次の世代に着実に引き継いでいく**ため、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向け、「将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか」、「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか」、若年者や女性を含む**幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合ってください**。

なお、本マニュアルはあくまで**地域計画の策定のご参考として作成したものであり、これまで地域で取り組んできたやり方に沿って取り組みを進めてくださって結構**です。

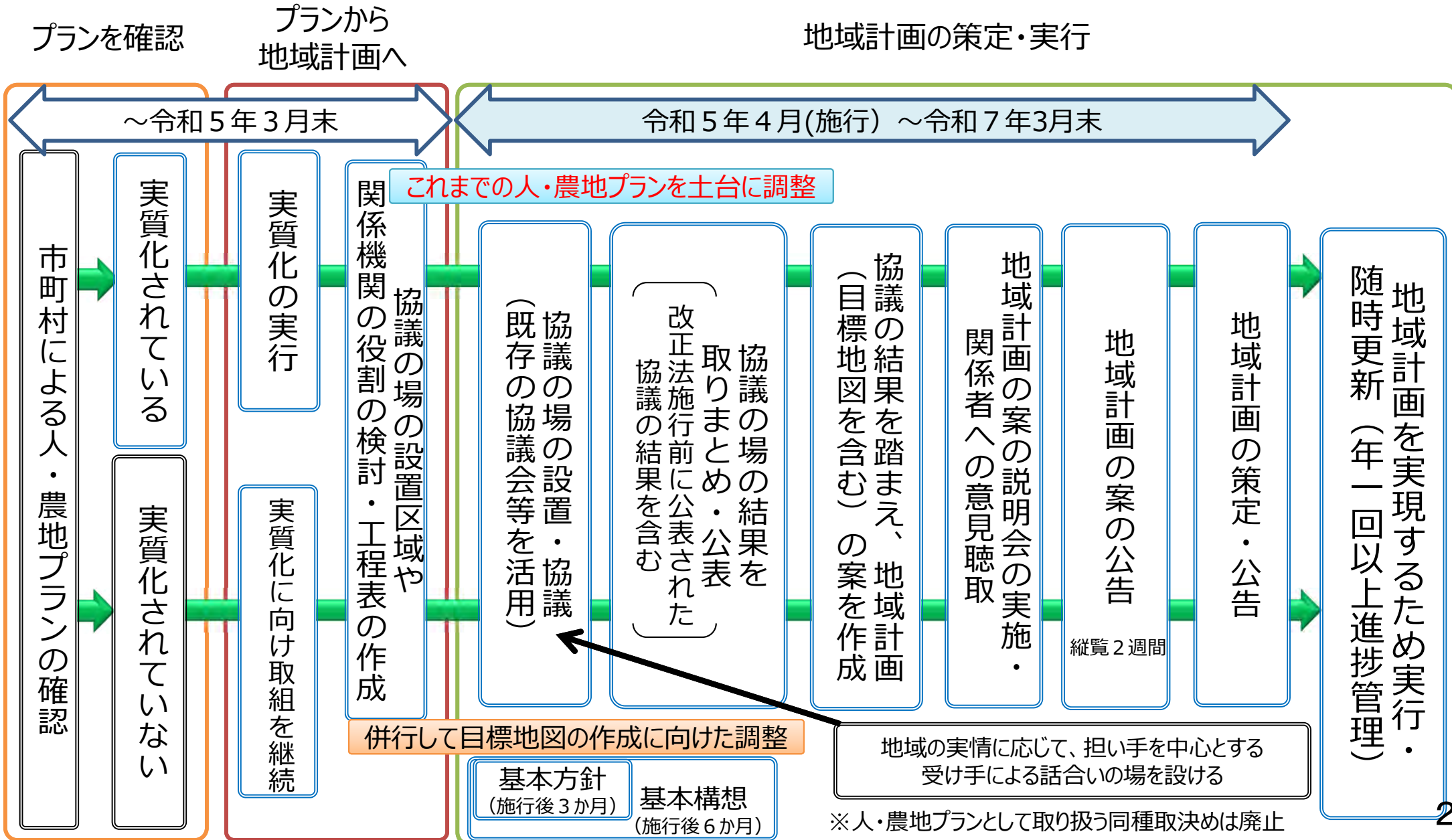
人・農地プラン
(地域農業の将来の在り方)



地域計画
(地域農業の将来の在り方 + **目標地図**)

地域計画の策定・実行までの流れ

基本構想を策定している市町村は、**市街化区域**（他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地は除く）**等を除いた区域を対象**に地域計画を策定します。



協議の場の設置に向けた調整

＜協議の場の設置に向けた調整＞

市町村は、人・農地プランの実質化において設定した「地域の話し合いの場」を基本に、**地域農業の将来の在り方を検討**するため、幅広く関係者に参加を呼びかけ、関係者それぞれが役割を担いながら、実りのある協議が展開されるよう準備しましょう。

市町村は、中心となる関係機関と次のページを参考に役割分担を行い、地域の実情に応じて、**農業の担い手や多様な経営体、農業支援サービス事業者**（※1）、さらには、**隣の集落の担い手や新規就農者、農業法人、企業など市町村などに参入の相談があった者や関連する組織**（※2）にも声をかけ、地域の農業、地域づくりに向けた話し合いに、積極的に参加いただくよう配慮してください。



協議の場には、家族の代表者以外にも、後継者や配偶者の方も参加するよう呼びかけましょう。
また、協議の開催日時や場所をホームページや広報誌、町内放送等により周知しましょう。

【幅広い関係者の例】

- ・ 集落の代表者：集落に居住する者の代表として、今後の地域の方向性に対する意見
- ・ 認定農業者等の担い手：地域の農地の受け手として農業生産や集約化に向けた意見
- ・ 農地所有者の代表者：農地の出し手を代表して貸付けの意見や後継者の状況の意見
- ・ 若年者や女性：将来の農業を担う者（後継者も積極的に参加）、地域で働きやすく暮らしやすい環境の整備等に対する意見
- ・ 隣の集落の担い手：入り作に向けた意見や地域との信頼関係の構築
- ・ 新規就農者：地域農業や農業生産に対する意見や地域との信頼関係の構築
- ・ 農業法人・企業：参入に当たっての意見や地域との信頼関係の構築
- ・ 畜産農家：飼料の供給や堆肥の供給などに関する意見



（※1）農業者等からの農作業受託等、農業を支援するサービスを提供する事業者

（※2）農業法人協会・認定農業者協議会・全国稲作経営者会議・JA青年組織・4Hクラブ・女性農業者グループのメンバー、普及指導センター、農産物の販売先となる事業者、農村型地域運営組織（農村RMO）、特定地域づくり事業協同組合、自治会 など

関係機関の役割例

市町村は、これまでの人・農地プランの実質化の取組を踏まえ、**関係機関の役割分担**について、関係機関と調整・確認し、**明確化**しましょう。

役割分担は、実態に応じて柔軟に設定しましょう。

都道府県	市町村	農業委員会	農地バンク	JA	土地改良区
全体に係わる役割					
<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県内の進捗管理 ○市町村のサポート ○新規就農者などの情報収集(支援センター) ○基本方針の変更 ○都道府県段階の関係機関との連絡協議会等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○全体のマネージメント(進行管理・調整役) ○基本構想の変更 ○市町村段階の各種計画・協定の洗い出し ○促進計画(バンク計画)案を求めに応じて作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地利用最適化活動(農地バンクへの貸付けの働きかけ(段階を問わず実施)) ○促進計画(バンク計画)の作成の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域外の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供 ○促進計画(バンク計画)による利用権設定等 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業振興計画等の実践 ○組合員への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○水利に関する調整 ○土地改良施設の保全
協議の場					
<ul style="list-style-type: none"> ○普及指導員の派遣等 ○新規就農者などの情報提供(支援センター) ○農業農村整備事業の事業計画に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○協議の場の運営 ○コーディネーターの派遣 ○新規就農者や後継者などの情報提供 ○担い手の協議の場の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地の出し手・受け手の意向把握・情報提供 ○新規就農者や後継者の把握・情報提供 ○遊休農地、所有者不明農地の把握・情報提供 ○担い手の協議への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域外の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業振興計画等に関する情報提供 ○組合員の経営意向の把握・提供 ○担い手の協議への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地改良事業・施設改修の計画 ○土地改良施設の整備状況に関する情報提供 ○組合員の経営意向の把握・提供 ○担い手の協議への協力
地域計画の策定					
<ul style="list-style-type: none"> ○地域計画の普及・推進 ○地域計画の進捗管理 ○優良事例の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域計画(目標地図を含む)の策定・随時見直し ○進捗状況を都道府県と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○目標地図の素案を求めに応じて作成 ○上記を踏まえた意見具申 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記を踏まえた意見具申 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記を踏まえた意見具申 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記を踏まえた意見具申
地域計画の実行					
<ul style="list-style-type: none"> ○新規就農や経営継承等への支援による担い手の確保・育成 ○農業農村整備事業などの関連事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規就農や経営継承等への支援による担い手の確保・育成 ○農業農村整備事業などの関連事業の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地利用最適化活動(農地バンクへの貸付けの働きかけ(段階を問わず実施)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○集積・集約化の調整活動(所有者等への利用権等設定協議の申入れ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規就農や経営継承、労働力(農作業受託)等への支援による担い手の確保・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地改良事業・施設改修の実施

都道府県段階での役割例

都道府県段階において連絡協議会等を定期的を開催し、地域計画の策定・検討状況の情報共有を行いましょ。その際、関係機関における役割分担も明確にして、市町村と積極的に連携するための体制を整えましょ。

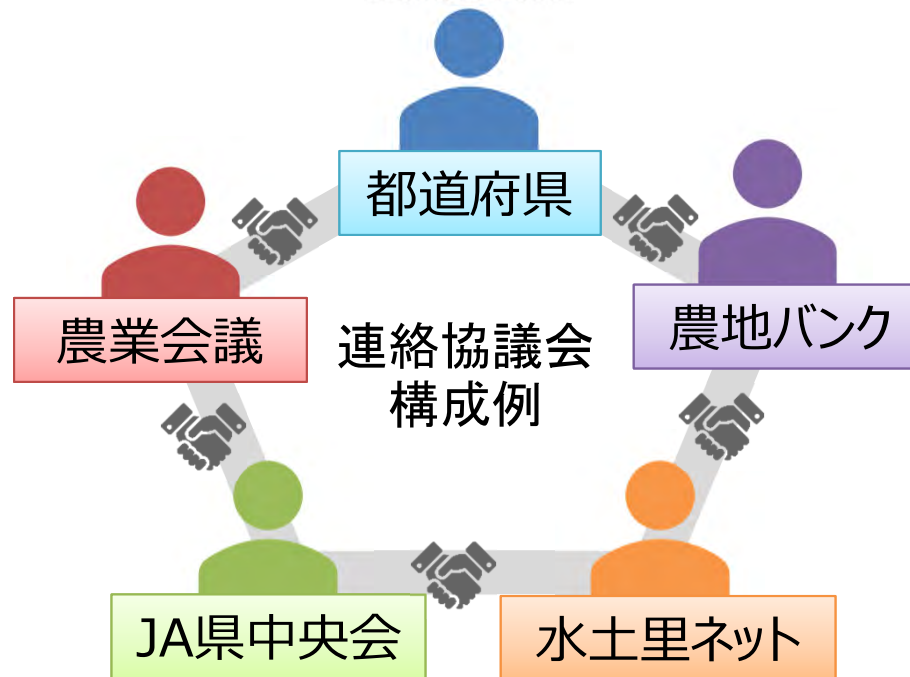
都道府県	農業委員会NW機構 (農業会議)	農地バンク	J A 県中央会	都道府県 水土里ネット
<ul style="list-style-type: none"> ○連絡協議会等の定期開催 ○地域計画の策定・検討状況の把握 ○優良事例の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○意向把握や目標地図の素案作成への支援 ○担い手不足の地域への受け手の紹介 ○農委事務局との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○現地相談員の活動状況の把握 ○担い手不足の地域への受け手の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ○J A 及び組合員への協議参加の呼び掛け ○県大会決議等の県域方針の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員への協議参加の呼び掛け ○土地改良事業の情報提供

各組織内での働きかけ

- 地域計画の策定状況の把握と共有
- 優良事例の共有と分析
- 未策定地域への積極的な関与




話し合いへの関与



協議の場で活用する資料例

協議の場では、作成済みの人・農地プランや中山間地域等直接支払制度などの協定内容を土台に協議を進めましょう。その際、関係者は、**役割分担に応じた資料を持ち寄り**、情報共有し合いましょう。

都道府県	市町村	農業委員会	農地バンク	JA	土地改良区
<ul style="list-style-type: none"> ①都道府県の方針に関する資料 ②地域計画の優良事例 ③農業農村整備事業などの事業計画 ④関連事業に関する資料 	<ul style="list-style-type: none"> ①人・農地プラン（現況地図を含む）や参考となる計画 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【参考となる計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田収益力強化ビジョン ・中山間地域等直接支払交付金の集落協定書 ・多面的機能支払交付金の事業計画書 ・農業農村整備事業の事業計画 ・果樹産地構造改革計画など </div> <ul style="list-style-type: none"> ②地域計画策定までのスケジュール ③域内への参入意向を有する新規就農者等の資料 ④関連事業に関する資料 	<ul style="list-style-type: none"> ①現況地図（農地の出し手・受け手の意向・年齢、後継者の有無の状況、遊休農地などを反映した地図） ②農地の保有及び利用の状況、農地の所有者並びに担い手等の農業上の利用の意向等の情報 	<ul style="list-style-type: none"> ①域内への参入意向を有する地域外の農業者等の資料 ②地域の契約状況に関する資料（賃料、期間など） 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域農業振興計画等JAの基本計画に関する資料 ②組合員の経営意向に関する資料 ③新規就農支援や経営継承支援、労働力支援等による担い手の確保に関する資料 	<ul style="list-style-type: none"> ①土地改良事業・施設改修の計画 ②土地改良施設の整備図や改修予定図

 農地の出し手・受け手の意向把握は、家族の代表者以外にも、後継者や配偶者の方の意向も確認しましょう。

上記を参考に、地域の実情に応じて、資料を用意しましょう。
例えば、協議に参加する農業支援サービス事業者の方は、農作業受託に関する資料を提供しましょう。

協議の場の進め方①

<協議を進めるにあたって>


市町村は、人・農地プランの取組を参考に協議の場に関係者の参加を幅広く呼びかけ、作成済みの人・農地プラン等を土台に、協議を進めましょう。その際、市町村は「**地域計画は、地域の意向を取りまとめ、公表する**」ものであることを周知しましょう。

協議を進めるにあたっては、①**担い手が地域に十分存在**するときは、**担い手を中心とする受け手の話し合い**を設け、**将来の農地の集積・集約化の方向性を確認**し、②**担い手がない、話し合いの土台がない、或いは話し合いが低調な場合**には、**幅広い関係者で時間をかけて丁寧に協議**を進めていきましょう。

なお、協議の場には、すべての関係者が参加する必要はありませんが、**集落の代表者や後継者、多様な経営体などの意見が汲み取れるよう配慮**するとともに、**意見が言いやすい雰囲気づくり**に努めましょう。

特に、受け手の意向を十分に踏まえ、農地を集約化した上で作業をしやすくする、出し手が保全管理へ参画するなど受け手の農業経営に支障が生じないよう配慮しましょう。

また、地域農業再生協議会における水田収益力強化ビジョンの**策定や水田の畑地化に向けた話し合い**、中山間地域等直接支払交付金の集落協定、農業農村整備事業に関する事業計画、果樹産地構造改革計画、有機農業の管理協定などの**既存の協議の場の活用や活性化法***の協議会と**一体的に推進**するよう努めましょう。

 令和5年度から地域計画は、一定の条件を満たせば中山間地域等直接支払交付金の集落戦略、多面的機能支払交付金の地域資源保全管理構想とみなすことができます。

※農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

<協議の場の区域>

市町村は、**これまでの人・農地プランの範囲や地域の歴史的まとまりの経緯を参考に、協議の場の区域を設定**します。

⇒自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域：集落・隣接した複数の集落・大字・旧小学校区

なお、協議が行われる区域は、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる区域を想定しています。協議を行う区域の設定は市町村の判断によるものであり、例えば、農業振興地域を有さないような区域に関しては、協議の対象外とすることも可能です。

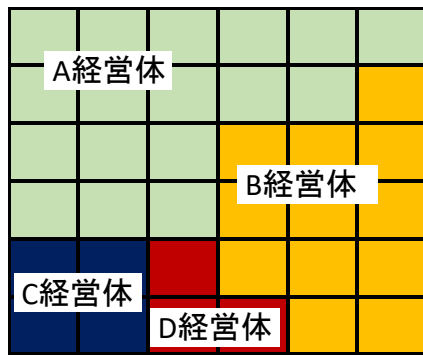
協議の場の進め方②

<協議の進め方のポイント>

話合いの土台があり、担い手が既に確保され、地域農業の方向性がある程度示されているなど以下の方針例の場合には、**計画の案を示した上で参加者の意見を取りまとめるプレゼンテーション方式（対話型説明会、セミナーなど）**を活用するなどにより、少ない回数で取りまとめても構いません。

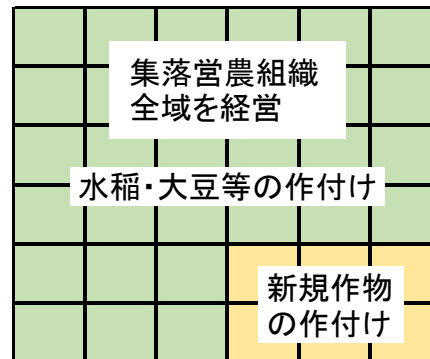
<方針例>

①個別経営への農地の集約



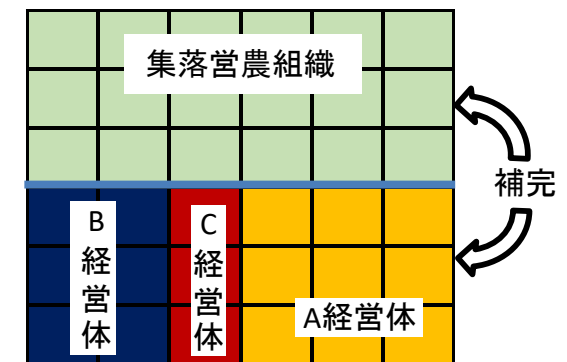
- ・個別経営体ごとに農地を集約
- ・地域住民が水路、道路を管理

②集落営農組織の体制強化



- ・集落営農の法人化
- ・構成員の世代交代を円滑化
- ・若年者、女性等の人材で活性化

③個別経営と集落営農組織の連携強化



- ・集落営農組織と個別経営体との棲分け
- ・作業委託、期間借地等で相互に補完

一方、話合いの土台がない、又は話合いが低調な、或いは担い手がない地域においては、**関係者による話合いをベースとしたワークショップ（話合いによる合意形成、座談会など）**を活用し、次の項目を踏まえ、**地域の将来の在り方や地域づくりなどを話題**に、段階を踏んで取りまとめることも考えられます。

協議の場の進め方③

ワークショップ形式の話合い



話し合いを主導する女性農業委員(中央)

話し合いのスキル(ファシリテーション)

→農業委員等話し合いの進行役を担う人が備えていると好ましいスキル

地域づくりのスキル


→農村プロデューサーやコーディネーターを活用

協議の場に多様な参加者

→「幅広い関係者(特に若年者や女性、地域外の者)」と「関連する組織(農村RMO、特定地域づくり事業協同組合等)」

この際、コーディネーターを活用して、地域の話合いの土台づくりからはじめ、話し合いの機運の醸成や、関心のある者などを起点に地域の課題の掘り起こしを進め、**課題を集落で共有するなどにより、できる限り、認識の共通化を図りましょう。**その際、(農業委員会が)事前に把握した**地域に不在の農地所有者の意向等を紹介することも重要**です。また、話し合いが活発化してきた段階で、課題の解決に向け議論を深化させるため、**他の地域の事例や農外や地域外からの意見なども取り入れて**、将来の目指すべき姿を徐々に創り上げていきましょう。

農業委員会は、遊休農地や所有者不明農地、国有農地がある場合には、所有者、農地の現況などに関する情報を整理し、必要に応じて協議の場でこれらの農地の利用に向け協議しましょう。

 所有者不明農地や共有者が一人以上判明している農地、また、一定の要件を満たす国有農地は、農地バンクを経由して農地を借りることができます。

<協議の結果の公表>

市町村は、協議の結果を取りまとめ、**市町村の公報への掲載やインターネット等**で、協議に参加した関係者だけでなく、広く地域住民にも見られるよう工夫して公表するようにしましょう。

コーディネーターの活用

協議の場では、農水省の事業などにより、**コーディネート能力のある意欲ある専門家を活用**することができます。



<話合いのコーディネーター役>

- 1 **市町村職員**（農業担当や土地利用調整に携わる職員）、**農業委員・推進委員、県の普及指導員**に加え、現場で汗をかいている意欲のある人が参加し、話合いを進行するコーディネーター役を務めます。
- 2 コーディネーター役は、地域の実情に応じて、
 - ・貸付け意向の掘り起こしを行う**農地バンクの職員**
 - ・ファシリテーター等研修を実施している**全国農業会議所の職員等**
 - ・ブロックローテーションなどの地域の作付けや、加工や販売などに係る組合員組織を支援する**JAの役職員等**
 - ・基盤整備に関する話合いを主導する**土地改良区の職員**
 - ・農政や地域に精通した**民間コンサルティング事業者**や**これらのOB・OG、行政書士**などを活用することが考えられます。

<ポイント>

- ・都道府県や市町村は、事前に専門家の氏名、資格、これまでの活動内容・実績を取りまとめた**プロフィールを作成し、提供**するなど地域に周知しましょう。
 - ・市町村、農業委員会等の関係者は、専門家が活動しやすいよう、**保有する現場の情報を提供**しましょう。
 - ・地域の話合いをコーディネートできる人が不足している場合には、**実務経験のある専門家をコーディネーターやファシリテーターとして派遣や外部に委託**して話合いを進めましょう。
- ☞ 都道府県は広域的な見地から、コーディネーターを選定し、市町村に派遣しましょう。

協議の場における協議事項①

協議の場では、関係者により次の3つの事項を協議します。

※目標地図の素案が作成されている場合には、素案を用いて協議を行って構いません。

1 当該区域における農業の将来の在り方

区域の現状や課題を踏まえ、米から野菜、果樹等の**高収益作物への転換、輸出向け農産物の生産、有機農業の導入、耕畜連携による飼料増産、水田の畑地化**等、地域の実情を踏まえ目指すべき将来の地域農業について協議しましょう。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

農地については、今後もできる限り農業上の利用が行われるよう、まずは、**農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することを基本**としつつ、農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地※については、保全等が行われる区域とするなど、地域の現状や将来の見込みを踏まえて、地域の農地をどう利用していくべきか議論しましょう。



※具体例

- ①従来の農業上の利用や農地として維持することが困難な農地であり、粗放的利用や、より省力的で簡易な方法で管理・利用するもの
 - ②山際などの条件の悪い農地であって、農地として維持することが極めて困難であるもの
- などを対象に活性化法に基づき活性化計画を策定して農用地の保全等に取り組む場合も、一体的に議論の場にて議論いただくことで、協議の場を活性化法に基づく協議会として活用することが可能です。

直近の人・農地プランの取組において、これらの事項について、協議・公表がなされているときは、その結果を地域計画の策定の前提となる協議の結果とみなすことができます。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

1、2を基に、10年後の将来の目指すべき姿に向け、次に掲げる事項について、協議し、取りまとめましょう。11

協議の場における協議事項②

協議事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・担い手への集積方針や、団地数の削減及び団地面積の拡大など。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農用地の集積、集約化に向けた、農地中間管理機構の活用方法など。

(3) 基盤整備事業への取組方針

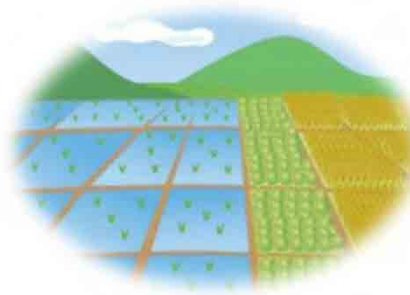
・農用地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の工種や導入時期など。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・新規就農者や経営の規模の大小や、家族か法人かの別にかかわらず、地域農業を支える多様な経営体の確保・育成や、関係機関との連携など。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・バンクへの集積を踏まえ、農業支援サービス事業者等への地域の状況に応じた農作業の委託方法など。



任意事項 (地域の実情に応じて、次の事項の方針について協議してください。)

①鳥獣被害防止対策 (地域における放牧・鳥獣緩衝帯、侵入防止柵など)

②有機・減農薬・減肥料 (取組面積の拡大や、生産団地の形成など)

③スマート農業 (AIやIoT、無人ロボット、ドローンなどの先端技術の活用など)

④畑地化・輸出等 (水田の畑地化、輸出に向けた作物選定、ブロックローテーション等の体制づくりや団地形成など)

⑤果樹等 (果樹等の改植や整備、団地形成など)

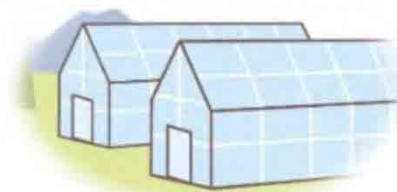
⑥燃料・資源作物等 (搾油作物などの資源作物の導入や団地形成など)

⑦保全・管理等 (従来の農業上の利用が困難な農地における放牧、蜜源作物の作付け、鳥獣緩衝帯など)

⑧農業用施設 (農業用施設を設置する範囲、整備する時期や用途など)

⑨耕畜連携等 (畜産農家と飼料作物の生産者との連携方法、堆肥の利用など)

⑩その他 (地域の実情に応じて追加してください。)



協議の場の取りまとめ（記載例）

市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (123456)
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、C集落……)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (第〇〇回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、農業者の平均年齢〇歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物として飼料作物の栽培方法を検討していく必要がある。</p> <p>【地域の基礎的データ】農業者：〇〇人（うち50歳代以下〇人）、団体経営体（法人・集落営農組織等）〇経営体、従業員等〇人 主な作物：水稲、大豆、トマト</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>地域の特産物である〇〇について有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。併せて新たな作物として飼料作物の団地化や加工・業務用野菜の〇〇の生産に向けた水田の畑地化を進める。</p> <p>また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	〇〇ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	〇〇ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	〇〇ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>

協議の場のとりのまとめ（記載例）

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を〇年度までに実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・地域内で農作業の効率化を図るため〇〇作業は〇〇事業体へ委託するとともに、それ以外の〇〇・〇〇・〇〇の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、〇〇事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください。）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②地域特産物の〇〇を対象に有機農業への切り替えを段階的に進めるため、〇〇地区において管理協定の締結を進める。

④B集落で〇〇(畑作物)が連続して作付けられている水田は、畑地化を進める。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。

⑨A集落で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家へ供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。

地域計画の策定手順

協議の場で取りまとめた方針を再確認し、以下の手順を進めていきましょう。

地域計画（目標地図を含む）は、**地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていく**ように進めていくことが重要です。

市町村

農業委員会

① 協議の結果を踏まえ、**市町村で具体的な地域計画の案を作成**します。

② タブレット等で収集した出し手・受け手の意向を基に、農地の集団化の範囲を落とし込み、**目標地図の素案を作成・提出**します。

③ 地域計画の案を作成し、**関係者から意見を聴取**します。

意見聴取後に、関係者への説明会を開催することが地域の方向性を共有する上で重要です。

受け手がいない地域では、当面、例えば以下の対応を考えましょう。


- ① 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織の活用を検討
- ② JA等の農業支援サービス事業者等の活用を検討
- ③ 新規就農者や農業法人、企業の誘致を検討
- ④ 省力的な管理が可能である飼料作物の生産や放牧を検討

④ **地域計画の案の公告**（2週間の縦覧）

なお、受け手が直ちにみつからない等最終的な合意が得られなかった農地については、当初の目標地図では「今後検討等」として受け手をあてはめないこともありえます。策定後随時調整しながら更新してください。

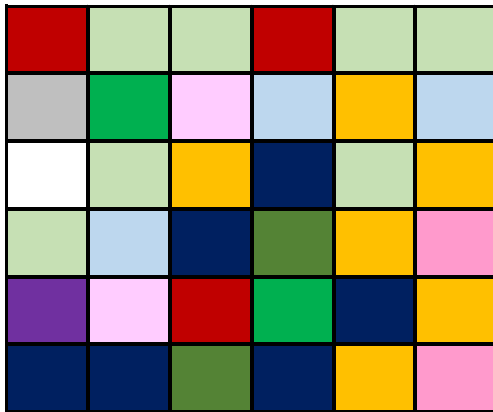
⑤ **地域計画の公告**
（都道府県、農業委員会、農地バンクへ写し送付）

目標地図の作成手順①

- 農業委員会は、現況地図に、農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、目標地図の素案を作成し、**市町村に提出**しましょう。
 - 素案の提出を受けた市町村は、農業委員会と一体的に、地域の徹底した話し合いを通じて、**出し手・受け手との調整をできる限り進め**ましょう。
 - 調整に当たっては、「**目標地図は、農地ごとに将来の受け手をイメージとして印すものであり、これによって権利が設定されるものでないこと**」、「**権利設定のタイミングは目標年度まで柔軟に調整**でき、農地の出し手が将来耕作できなくなった段階で受け手が引き受ければよいこと」などを丁寧に説明しましょう。
-  あらかじめ新規就農者や有機農業などのためのエリア設定を行うことも効果的です。エリア設定に当たっては自然災害などのリスクにも配慮しましょう。

<現況地図から素案作成へ>

農業委員会は、実質化した人・農地プランの現況地図を基に、受け手ごとに**集約化に向けた調整**をできる限り行いましょう。（実質化に取り組んでいる地域は、早急に現況地図を作成しましょう。）



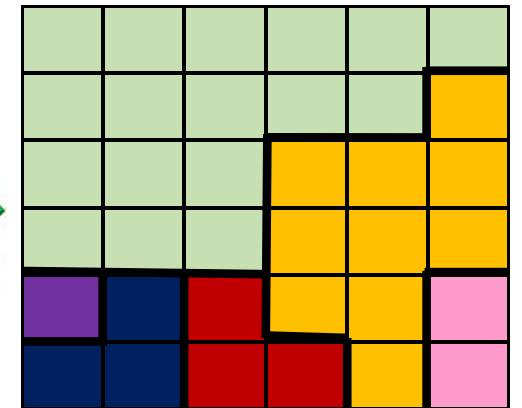
<目標地図> (当初)

- 受け手がない地域では、当面、例えば以下の対応を考えましょう。
- ①**多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織の活用を検討**
 - ②**JA等の農業支援サービス事業者等の活用を検討**
 - ③**新規就農者や農業法人、企業の誘致を検討**
 - ④**省力的な管理が可能である飼料作物の生産や放牧を検討**

なお、市町村は、調整が整った範囲で目標地図に印しつつ、**受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、当初の目標地図では「今後検討等」として受け手をあてはめないこと**もありえます。策定後**随時調整しながら更新**してください。

<目標地図> (将来)

農業者の意向等を踏まえ話し合いを重ね、随時変更しながら**徐々に完成度を高めて**いきましょう。



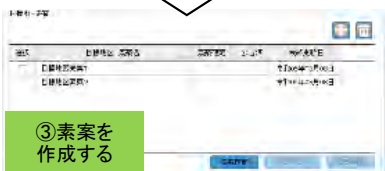
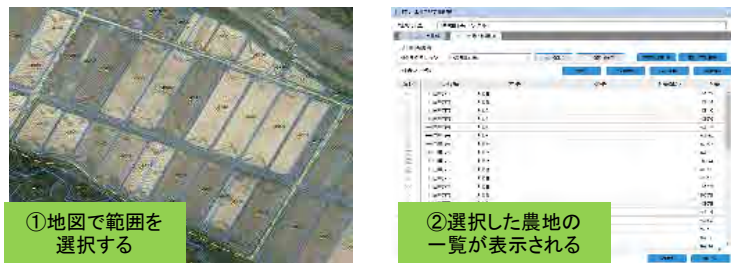
農地の受け手が見つからない、または不足している地域は、地域計画に新規就農者等の受入方法や目標地図には受入できるエリアなどを明記して、地域外の受け手が確認できるようにしましょう。

目標地図の作成手順②

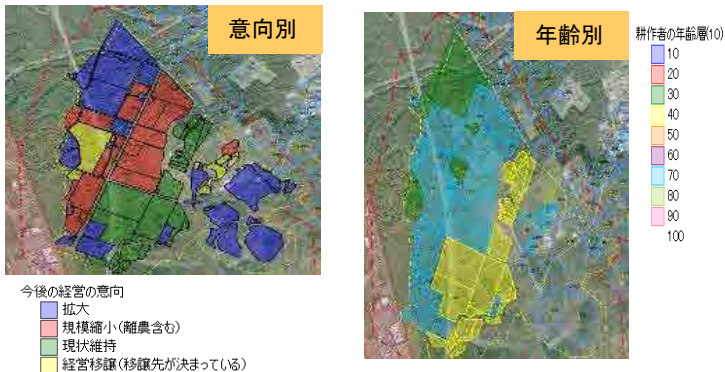
現況地図などを基に、農地の集団化の範囲を落とし込んだ目標地図の素案を作成しましょう。

タブレット等で収集した意向等の情報は農業委員会サポートシステムに反映されるため、サポートシステム上で意向を反映した目標地図の素案を作成することが可能です。

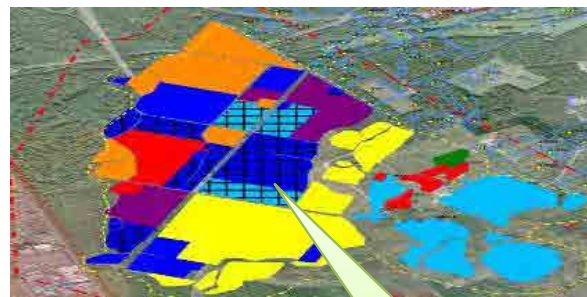
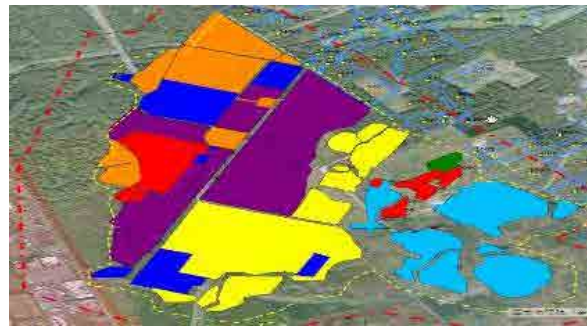
① 目標地図の対象エリアを定義



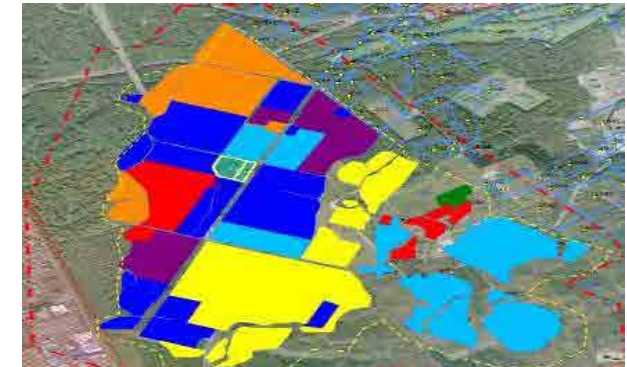
※ 各種情報を反映した地図の作成が可能



② シミュレーション機能で案を作成



③ 筆ごとに修正



協議の結果を踏まえた地域計画の策定

＜地域計画の期間（改正基盤法第19条、改正基盤法施行令第6条第1項）＞

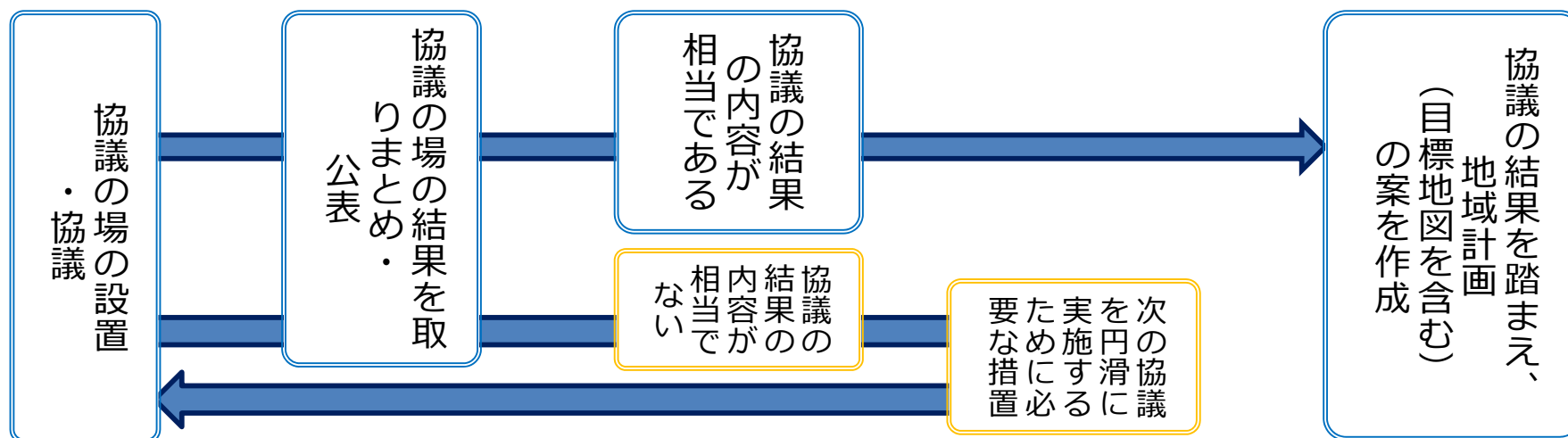
地域計画は、地域の話合いにより、農業の将来の在り方を考え、それを実現していくという意味で、それぞれの地域の農業の発展に向けたマスタープランとなるものであり、また、地域の農業の情勢の変化に対応する必要がある点から、基本構想の計画期間と同様に、おおむね5年ごとに、その後の10年間について、定めてください。

＜協議の結果の内容の程度（改正基盤法第18条・第19条、改正基盤法施行令第6条第2項・第3項）＞

十分な協議がなされない場合、協議の結果話合いがまとまらない場合、地域計画に定めるべき事項が当該地域の農業の現状に照らして適切な水準に達していない場合などにおいて、拙速に地域計画を定めようとする事は、地域計画の趣旨に照らして適当ではありません。

このため、地域計画は、協議の結果の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から、相当であると市町村が認めた場合に定めてください。

市町村は、それに該当しないときは、地域計画の作成に向け、次の協議を円滑に実施するために必要な措置（農用地の出し手となる所有者等や受け手となる認定農業者等の関係者との調整や、協議内容に関するアンケートの実施、協議をコーディネートする専門家の活用など）を講じてください。



地域計画の要件

地域計画は、次の要件を満たす必要があります。

<地域計画の要件（改正基盤法第19条第4項）>

- ① 基本構想に即するとともに、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものであること。
- ② 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。

「効率的かつ安定的な農業経営」とは

経営の効率化を上げて生産性を高め、長期にわたり安定的に所得を確保して農業を行っていくような経営

「農用地の効率的かつ総合的な利用」とは

農地が使われなくなることがないように集積・集約化等により、農地の利用の効率化を上げて生産性を高め、農地が適切に使われるようにすることであり、このことが、個々の農地だけでなく、地域全体で総合的に図られるようにすること

<地域計画の基準（改正基盤法省令第18条）>

農林水産省令で定める基準は、以下の事項が適切に定められていることです。

- (1) 生産する主な農畜産物
- (2) 農用地等の利用の方針
- (3) 担い手（効率的かつ安定的な農業経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標
- (4) 農用地の集団化（集約化）に関する目標
- (5) (3) 及び (4) の目標を達成するためとるべき措置

地域計画の公告

地域計画の公告までの手続きは以下となります。

<関係者の意見聴取（改正基盤法第19条第6項）>

市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、あらかじめ、**農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴く**必要があります。

市町村は、地域計画の案の公告の前に説明会を実施し、できる限り地域の理解を得られるように配慮してください。

<地域計画の案の公告（改正基盤法第19条第7項、改正基盤法省令第20条）>

市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、**市町村の公報への掲載やインターネット等**を通じて公告し、公告の日から2週間公衆の縦覧に供する必要があります。

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市町村に意見書を提出することができます。

<地域計画の公告（改正基盤法第19条第8項、改正基盤法省令第20条の2）>

市町村は、地域計画を定めたときは、**市町村の公報への掲載やインターネット等**を通じて公告しましょう。

その際、都道府県、農業委員会、農地バンクに写しを電子データ等で送付しましょう。



市町村は、農地の受け手が見つからない、または不足している地域の地域計画については、市町村のホームページに地域の状況が分かりやすいよう掲載し、地域外から受け手を呼び込みましょう。

地域計画記載例

これまでの人・農地プランに赤枠部分のみ追記するイメージです。

策定年月日	令和〇年〇月〇日
更新年月日	令和〇年〇月〇日 (第〇回)
目標年度	令和〇〇年度
市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (〇〇〇〇〇)
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、C集落・……………)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

地域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	〇〇ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	〇〇ha
② 田の面積	〇〇ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	〇〇ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	〇〇ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	〇〇ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計(※年齢は地域の実情を踏まえて記載)	〇〇ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	〇〇ha
(備考) 遊休農地〇〇ha(うち1号遊休農地〇〇ha、2号遊休農地〇〇ha) ⑤は、〇〇市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

地域計画記載例

(2) 地域農業の現状と課題

- ・ 今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が、A集落では〇ha、C集落では〇haと多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・ 担い手が利用する農地面積の団地数は平均〇個所、〇aであり、集約化が必要。
- ・ 地域の活性化を図るため新たな作物として飼料作物(青刈りとうもろこし)の導入や有機農業への取組が課題。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・ 〇〇を主要作物としつつ、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替え、団地化を形成する。併せて飼料作物(青刈りとうもろこし)の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
- ・ A集落は認定農業者a、b、cに、B集落はd法人に、C集落は集落営農法人eに集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
- ・ **B集落では、加工・業務用野菜の〇〇の生産に向けた水田の畑地化及び団地化を形成する。**

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、〇〇法人、集落営農法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率

〇〇%

将来の目標とする集積率

〇〇%

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、〇個所、平均〇a(令和〇年度時点)
団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和〇〇年度)

※担い手は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者とする。

地域計画記載例

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置(必須項目)

(1)農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3)基盤整備事業への取組

A集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を〇〇までに計画する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる防除作業は、〇〇(株)への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。
- ④B集落の水田に連続して作付けられている〇〇(畑作物)は、畑地での栽培に切り替えていく。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。
- ⑨A集落で生産された飼料作物(青刈りとうもろこし)は、〇株式会社(TMRセンター)で調整の上、〇法人(酪農)などの畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、有機農業に取り組む生産者などに供給する。(②⑧関連)

地域計画記載例

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業者	現状			10年後 (目標年度:令和〇年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	〇〇〇〇	水稲、麦	10ha	—ha	水稲、麦、飼料作物(青刈りとうもろこし)	13ha	—ha	A	E
認農	□□□□	水稲、果樹	5ha	—ha	水稲、果樹	8ha	—ha	B	A・D
到達	▲▲▲▲	野菜	5ha	—ha	野菜	7ha	—ha	C	D 畑地化
認農	(株)〇〇	水稲、野菜	30ha	—ha	水稲、野菜	50ha	10ha	D	—
集	●●組合	水稲、大豆	40ha	10ha	水稲、大豆	40ha	20ha	E	—
利用者	☆☆☆☆	野菜	0.5ha	—ha	野菜	1ha	—ha	F	D
サ	△△(株)	耕起、播種、収穫	—ha	—ha	耕起、播種、収穫	—ha	10ha	G	—
農協	◇◇JA	耕起、田植、収穫	—ha	—ha	耕起、田植、収穫	—ha	20ha	H	—
計			90.5ha	10ha		119ha	60ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名(氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株)〇〇	肥料・農薬散布	野菜、果樹
2	△△JA	田植え・播種	水稲
3	◇◇(株)	堆肥散布、播種、収穫	飼料作物(青刈りとうもろこし)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	50	うち計画同意者数(人・%)	45 (90%)
-------------	----	---------------	----------

地域計画の実現に向けた支援・取組①

○地域計画は、策定するだけでなく、実現に向けて**実行することが大切**です。

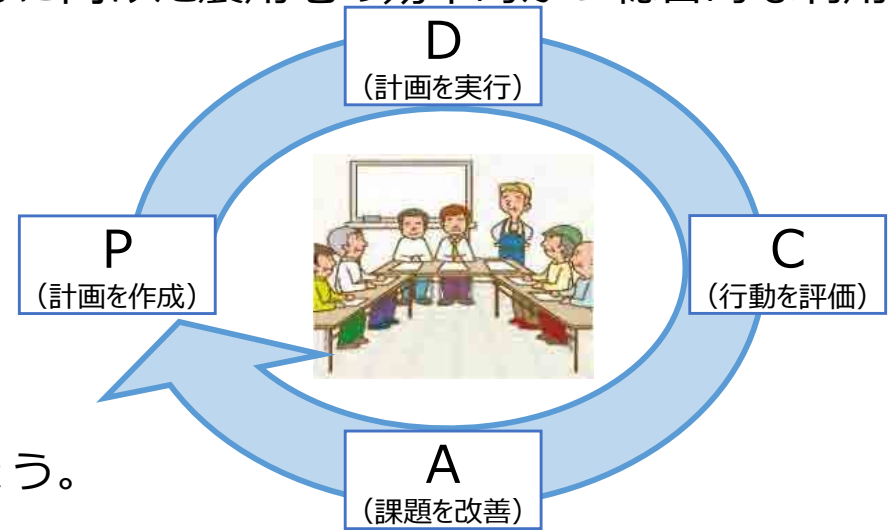
1 市町村は、地域計画に定めた「農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の**進み具合を確認**しましょう。

2 例えば、

- ① 農用地の集積・集約化
- ② 農地中間管理機構の活用方法
- ③ 新規就農者や入作者の確保

などが思うように進んでいない場合には、

PDCAサイクルを通じて不断の検証を行きましょう。



3 地域計画の実行にあたっては、市町村、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区などの**関係者が連携**しながら、**地域一体となって取り組んでい**きましょう。

特に農地バンクを活用して、目標地図に位置付けられた者への農地の貸付けを働きかけましょう。

☞ 目標地図に位置付けられた者に変更があった場合には、地域計画を変更しましょう。まとめて変更することも可能です。

また、都道府県は、市町村の取組みが円滑に進められるよう、都道府県段階の関係機関が連携し、一体的に支援するよう配慮しましょう。



農業目的外の農地転用が発生する場合には、事前に除外しましょう。

<地域計画の軽微な変更（改正基盤法省令第19条）>

関係者の意見聴取、地域計画の案の縦覧が不要な軽微な変更は、次のとおりです。

- ①地域の名称又は地番の変更、②農用地等を利用する農業を担う団体の法人化
- ③相続、④実質的な変更を伴わない変更

○地域計画の策定や実行に向け、次に掲げる**各種支援を効果的に活用**してください。

地域計画の実現に向けた支援・取組②（R6予算概算決定、R5補正）

【市町村による地域計画の策定支援】

1. 地域計画策定推進緊急対策事業：14億円
 - ①市町村推進事業
話し合いをコーディネートする**専門家の活用**などを支援
 - ②農業委員会推進事業
目標地図の素案作成を支援
 - ③都道府県推進事業
説明会及び研修会の開催等の取組を支援
2. 農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)：84億円の内数
中山間地域等対策(最適土地利用総合対策)：R5補正5億円の内数
中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援

【農地バンクを活用した農地の集約化】

1. 機構集積協力金交付事業：36億円
(うち令和5年度補正予算30億円)
地域のまとまった農地（地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む）の農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域を支援
2. 固定資産税の特例
所有する農地全てを農地バンクに貸付けた場合は1/2に軽減
3. 農地中間管理機構事業：40億円
農地バンクによる農用地利用集積等促進計画の作成や農地相談員の活動により担い手に集積・集約化する取組などを支援
※ 令和7年度から原則、農地バンク経由のみでの農地の権利設定が本格的にスタート

【農業委員会による農地利用の最適化】

1. 農業委員会交付金：47億円
農業委員会の職員の設置等の基礎的経費を支援
2. 機構集積支援事業：27億円の内数
都道府県農業会議による目標地図の素案作成等の巡回サポートの取組を支援
3. 農地利用最適化交付金：46億円
農地利用最適化推進委員等による農地利用の最適化活動に要する経費を支援（タブレット通信費等の事務費を含む）

【目標地図の実現に向けた支援】

目標地図の実現を推進する観点から、地域計画策定区域、目標地図に位置付けられた者を対象とした各種補助事業との関連付け

1. 農地利用効率化等支援交付金：11億円
目標地図に位置付けられた者の農業用機械・施設の導入を支援
2. 集落営農活性化プロジェクト促進事業：3億円
目標地図に位置付けられた集落営農の経営発展を支援
3. 担い手確保・経営強化支援事業：R5補正23億円
目標地図に位置付けられた担い手の経営発展や新たな担い手の育成を支援
4. 農地耕作条件改善事業：198億円の内数
地域計画の区域内のきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物転換等のための取組を支援
5. 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ：121億円の内数
地域計画の区域内の集出荷貯蔵等の産地の基幹施設の導入を支援
6. 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金など：
121億円の内数、R5補正35億円の内数
目標地図に位置付けられた新規就農者の経営開始や機械・施設等の導入を支援
7. 畑作物産地形成促進事業：180億円の内数
目標地図に位置付けられた農業者の低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を支援

地域計画策定推進緊急対策事業

【令和6年度予算概算決定額 1,359 (799) 百万円】

<対策のポイント>

高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、**農業者等による話し合いを踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援**します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割） ※令和6年度以降の政策目標については、今後検討

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 市町村推進事業

地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援します。

- ① **協議の実施・取りまとめ**
話し合いをコーディネートする専門家の活用、協議内容の取りまとめ等
- ② **地域計画案の取りまとめ**
協議の結果を踏まえた地域計画案の作成、関係者への説明等
- ③ **地域計画の公告・周知**
関係者、地域住民への周知等

2. 農業委員会推進事業

地域計画の策定における農業委員会による**目標地図の素案**の作成の取組を支援します。

3. 都道府県推進事業

地域計画の普及・推進に向けた都道府県の以下の取組を支援します。

- ① **市町村等への説明会や研修会の開催等**
- ② **市町村等の取組への助言・指導**

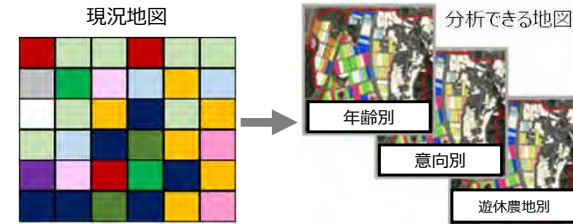
協議の実施・取りまとめ

農業者、市町村、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区など幅広い関係者が参加し、取りまとめ



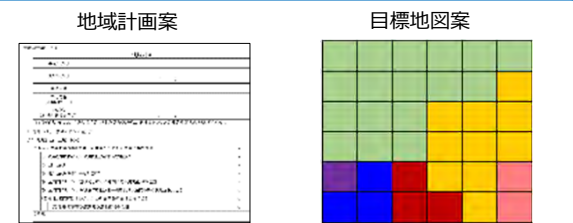
目標地図素案の作成

農業委員会は、現況地図を基に受け手ごとに集約化に向けた調整をできる限り実施



地域計画案の取りまとめ

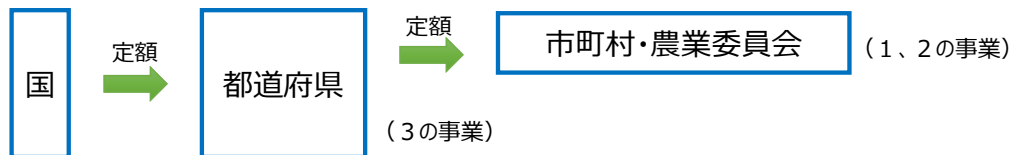
市町村は、農業委員会から提出のあった目標地図の素案を踏まえ、地域計画の案の作成



地域計画の公告・周知

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 (03-6744-1760) 27

<事業の流れ>



農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和6年度予算概算決定額 17,210 (18,037) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 3,143百万円)

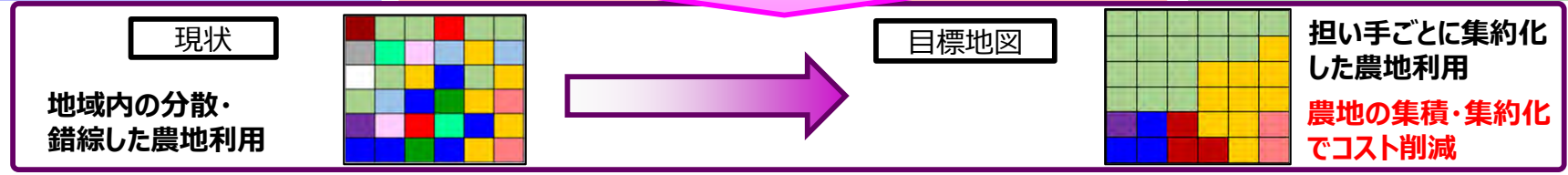
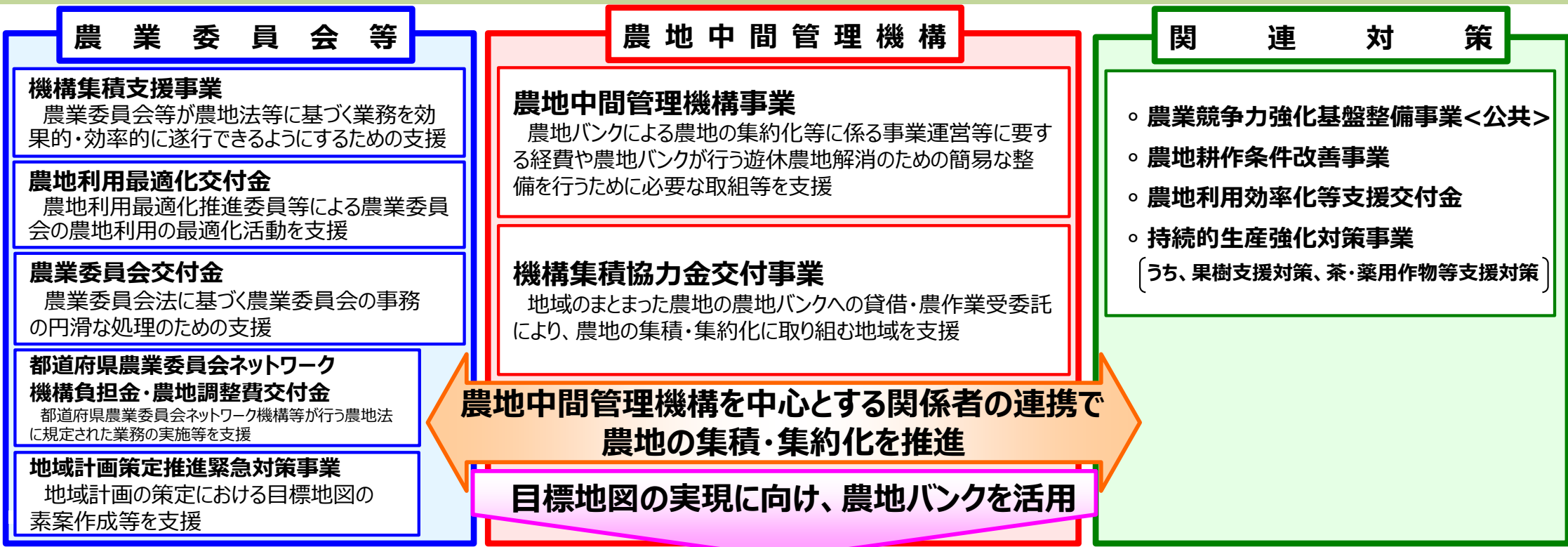
<対策のポイント>

地域の農地の将来像を目標地図として明確化する、地域計画の策定の法定化に伴い、目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の全体像>



農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

【令和6年度予算概算決定額 4,613 (4,891) 百万円】
【令和5年度補正予算額 3,000百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等を加速するために、**目標地図の実現**に向けて地域内外から受け手を幅広く確保し、農地バンクを経由する農作業受委託を含め、**貸借を強力に推進する取組**を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農地中間管理機構事業

4,013 (4,291) 百万円

農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員等による事業推進に係る経費を支援します。また、遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行う取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。

2. 機構集積協力金交付事業

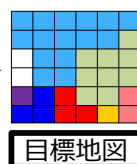
600 (600) 百万円

【令和5年度補正予算】3,000百万円

地域のまとまった農地（地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む）の農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付します。

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）

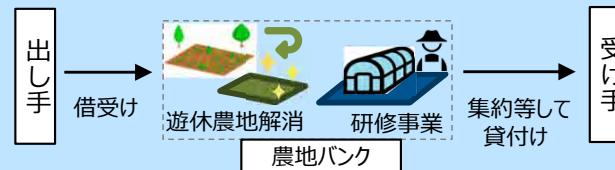
地域計画（目標地図）に基づく農地の集積・集約化



- ・ 市町村が、10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図として明確化
- ・ 農地バンクの農地相談員による地域外の受け手候補の掘り起こし等を実施
- ・ 農地バンクが、目標地図の実現に向けて、農用地利用集積等促進計画を定め、目標地図に位置付けられた者に農地の集約化等を実施
- ・ 農地バンクが設定する目標等を踏まえ活動を支援

<中間保有の強化>

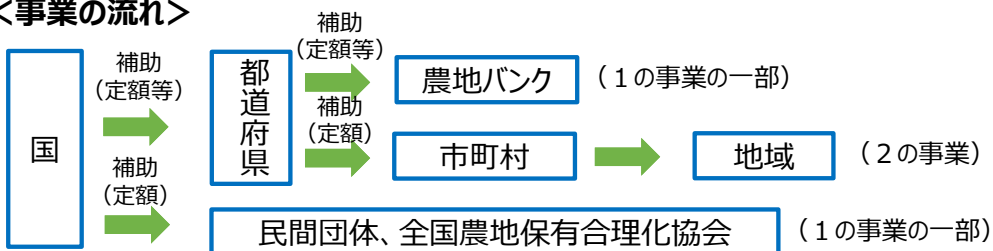
- 農地バンク自らが遊休農地を解消し、積極的な借受・転貸を行う取組を支援
- 農地バンクが新規就農者向けに農地を積極的に活用する取組を支援



<農地集積・集約化の加速>

- 地域計画（目標地図）に基づき、
 - ① 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援【1.3万円～3.4万円/10a】（地域集積協力金）
 - ② 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組を支援【1.0万円～3.0万円/10a】（集約化奨励金）
- ※ 受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円～1.5万円/10a

<事業の流れ>



<対策のポイント>

今後、人口減少が避けられない中で食料の生産基盤である農地について、集積・集約化を通じた維持・強化を図るため、**地域計画（目標地図）の実現**に向けて地域内外から受け手を幅広く確保し、**農地バンクを経由する貸借を強力に推進する取組**を支援します。また、**農地取得者の国籍等の把握・記録及び地図情報を最新化**するため、**農業委員会サポートシステムの改修等の取組**を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割） ※令和6年度以降の政策目標については、今後検討

<事業の内容>

1. 機構集積協力金交付事業

3,000百万円

地域計画（目標地図）の実現に向けて、農作業受委託も含めて、**地域のまとまった農地を農地バンクへ貸付け**、農地の集積・集約化に取り組む**地域に対し、協力金を交付**します。

2. 農業委員会サポートシステム改修事業

143百万円

農地法施行規則の改正等により、新たに農地台帳に記録することになった**農地所有者の国籍等**の項目追加や、住民基本台帳との照合等に係る**農業委員会サポートシステムの改修**に必要な経費を支援します。

また、**eMAFF地図の地図マスターデータによる地図情報の最新化**に必要な経費を支援します。

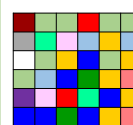
<事業イメージ>

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）

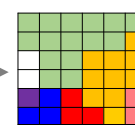
【現状と課題】

- 今後、人口減少が避けられない中で、食料の生産基盤である農地について、集積・集約化を通じた維持・強化が必要

地域計画（目標地図）に基づく農地の集積・集約化



現状



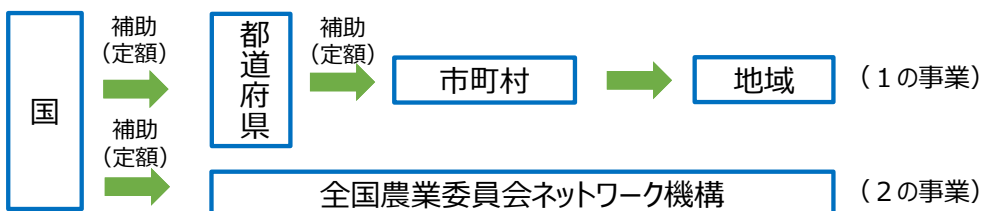
目標地図

- 市町村が、10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図として明確化
- 農地相談員による地域外の受け手候補の掘り起こし等を実施
- 農地バンクが、目標地図の実現に向けて、農用地利用集積等促進計画を定め、目標地図に位置付けられた者に農地の集積・集約化を実施

【農地の集約化等に向けた支援】

- 地域計画（目標地図）に基づき、
 - ① 農地バンクへまとまった農地を貸付け、農作業委託する地域（地域集積協力金）
 - ② 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じて、集約化に取り組む地域（集約化奨励金）等に対して協力金を交付し、農地の集積・集約化を支援

<事業の流れ>



農業委員会による農地利用の最適化の推進

<対策のポイント>

農業委員・農地利用最適化推進委員による、地域が目指すべき農地の将来像である目標地図の素案作成を含む、農地利用の最適化のための活動等に必要な経費を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 農業委員会交付金** 4,718 (4,718) 百万円
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。
- 2. 機構集積支援事業** 2,748 (2,757) 百万円
【令和5年度補正予算：農業委員会サポートシステム改修事業】143百万円
遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。
- 3. 農地利用最適化交付金** 4,560 (5,100) 百万円
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。
- 4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金** 523 (523) 百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。
- 5. 農地調整費交付金** 47 (47) 百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）

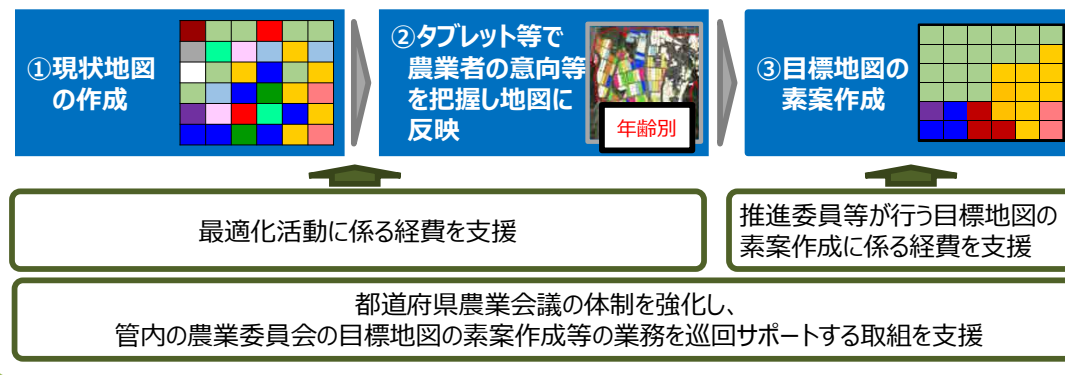
【T農業委員会の活動事例】

- ・農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。
- ・調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。（担い手への集積率：63.9%（令和4年度））



※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート

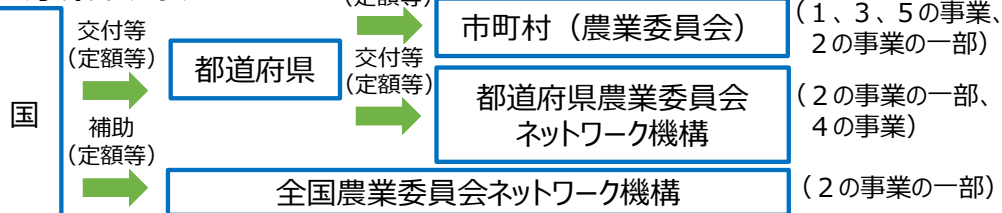
農業委員会による目標地図の素案作成の推進（イメージ）



（関連事業）

地域計画策定推進緊急対策事業 1,359 (799) 百万円の内数
地域計画の策定における**目標地図の素案作成**の取組等を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1, 3, 4の事業) 経営局農地政策課 (03-3591-1389)
(2の事業) 農地政策課 (03-6744-2152)
(5の事業) 農地政策課 (03-6744-2153)

農地利用効率化等支援交付金

【令和6年度予算概算決定額 1,086 (1,521)百万円】
（令和5年度補正予算額 2,300百万円の内数）

<対策のポイント>

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、融資を受けて経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援します。

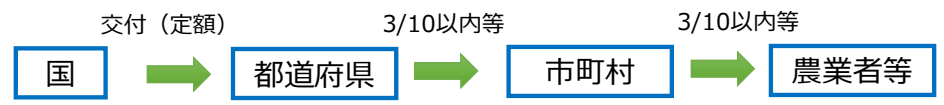
- ※ 広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、補助上限額を引上げ（先進的農業経営確立支援タイプ）
- ※ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援

- ・スマート農業優先枠
ロボット技術・ICT機械等の導入（農業支援サービス事業体の取組も対象）
- ・集約型農業経営優先枠
中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入
- ・グリーン化優先枠
「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入

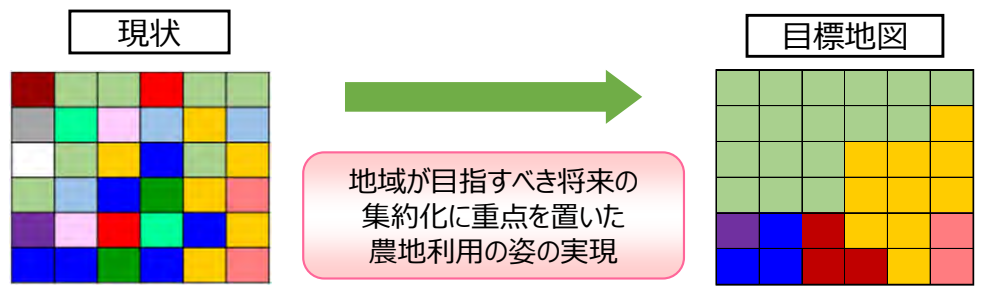
※ 助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択

（令和5年度補正予算）担い手確保・経営強化支援事業 2,300百万円の内数
担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援

<事業の流れ>



<事業イメージ>



助成対象者	将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）
助成内容	経営改善の取組に必要な農業用機械・施設（事業費50万円以上）
補助率	事業費の3/10以内
補助上限額	300万円（経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者については600万円に引上げ） （先進的農業経営確立支援タイプ： 個人1,000万円、法人1,500万円）

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

集落営農活性化プロジェクト促進事業

【令和6年度予算概算決定額 250（290）百万円】

<対策のポイント>

多様な農業人材からなる集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援

多様な農業人材からなる集落営農の活性化に向け、地域の状況を踏まえたビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。（支援期間：最長3年）

① ビジョンづくりへの支援

多様な農業人材からなる集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。【定額】

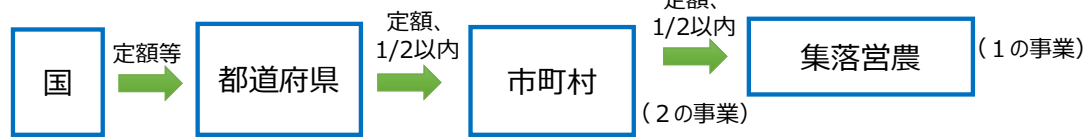
② 具体的な取組の実行への支援

- ア 具体的な取組の中核となる人材等を確保するため、新たな農業人材等雇用する経費（賃金等） 【定額（100万円上限/年）、最長3年間】
- イ 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費 【定額】
- ウ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 【定額（25万円）】
- エ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 【1/2以内】

2. 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

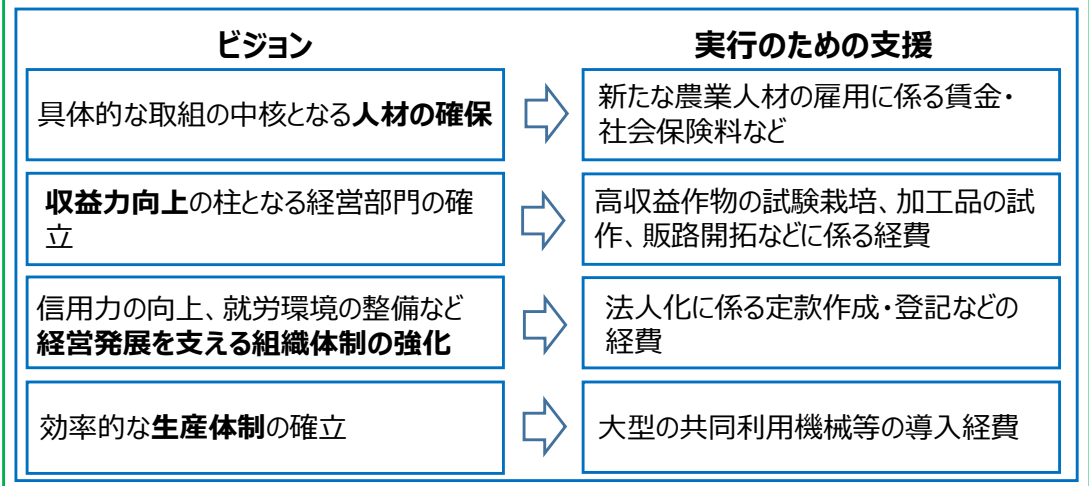
課題

集落営農の構成員の高齢化が加速する中で

- ・先進的な技術等の知見や多様な発想力による新たな取組の展開
- ・集落営農の運営に不可欠な人材の雇用や経営基盤の強化

などにより、適切な農地利用と農業の持続的な発展を図る必要

課題を乗り越えるための集落による取組（例）



普及組織、JA、市町村等が集中的にサポート

- ・経営状況等の分析
- ・取組の提案、話合いのサポート
- ・連携先の紹介・調整
- ・栽培技術等の指導 等

<対策のポイント>

今後農業者の大幅な減少が見込まれる中で農業生産が持続的に行われるよう、国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、認定農業者等が新たな担い手の育成を図ろうとする取組を支援します。

<事業目標>

次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成（付加価値額の1割以上の拡大等（売上高の拡大、コストの縮減等））

<事業の内容>

地域計画が策定されている地区等において、認定農業者等による、経営構造の転換・経営発展を図ろうとする以下の取組を支援します。

1 担い手確保・経営強化支援対策

省力化技術の導入により将来の労働力不足に対応する取組や、化石燃料・化学肥料の使用量の低減を図る取組など意欲的な取組により、**経営構造の転換・経営発展を図ろうとする認定農業者等が、融資を活用するなどして農業用機械・施設を導入する際、補助金を交付**することにより、主体的な経営確立を支援します。

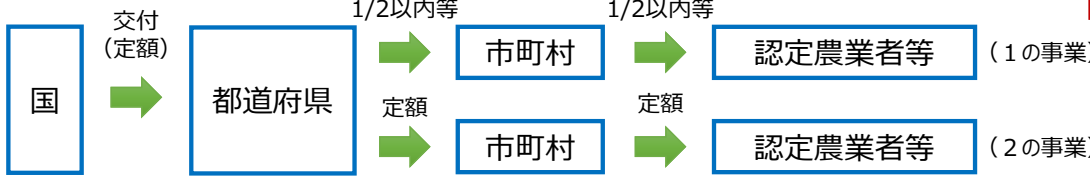
<支援内容>

- 農業用機械等の導入を支援（補助率：1/2以内）
- ・省力化農業転換、みどり農業推進について優先枠を設定
- ・経営転換・発展に向けた取組等に関するポイントにより採択

2 新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策

担い手だけではカバーし切れない地域において、認定農業者等が、**地域農業の持続性を確保するための新たな担い手の育成を図る取組を支援**します。【定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

背景・課題

- ・本格的な少子高齢化・人口減少による労働力の大幅な減少が見込まれる中、将来に渡る食料安定供給の確保が必要
- ・燃油・肥料の高騰や労働力不足等のリスクに対応し得る経営の確立が必要

経営転換を行う担い手への支援

- 経営の転換・発展を図ろうとする担い手の農業用機械等の導入を支援【融資の活用が条件】

補助上限額

- ・個人1,500万円
- ・法人3,000万円（市町村が認める者100万円）



生育センサー付き 可変施肥機

新たな担い手の育成を図るための支援

- 新たな担い手の早期収益確立に向けた認定農業者等による実務指導等を支援

【取組の具体例】

- ・野菜・果樹等の新品種導入
- ・農産物加工
- ・直接販売の促進手法 等



新たな担い手への指導

次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

【お問い合わせ先】（1の事業） 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-3502-6444）
 （2の事業） 経営局経営政策課（03-6744-0576）

新規就農者育成総合対策のうち
経営発展支援事業

【令和6年度予算概算決定額 12,124 (10,603) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

＜事業目標＞

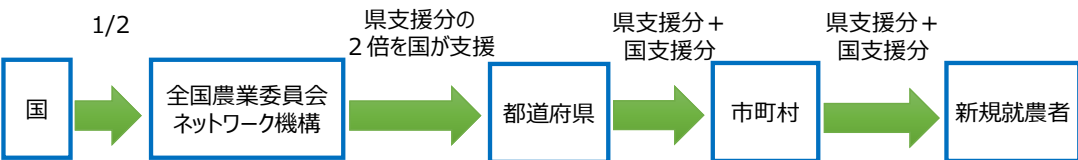
40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

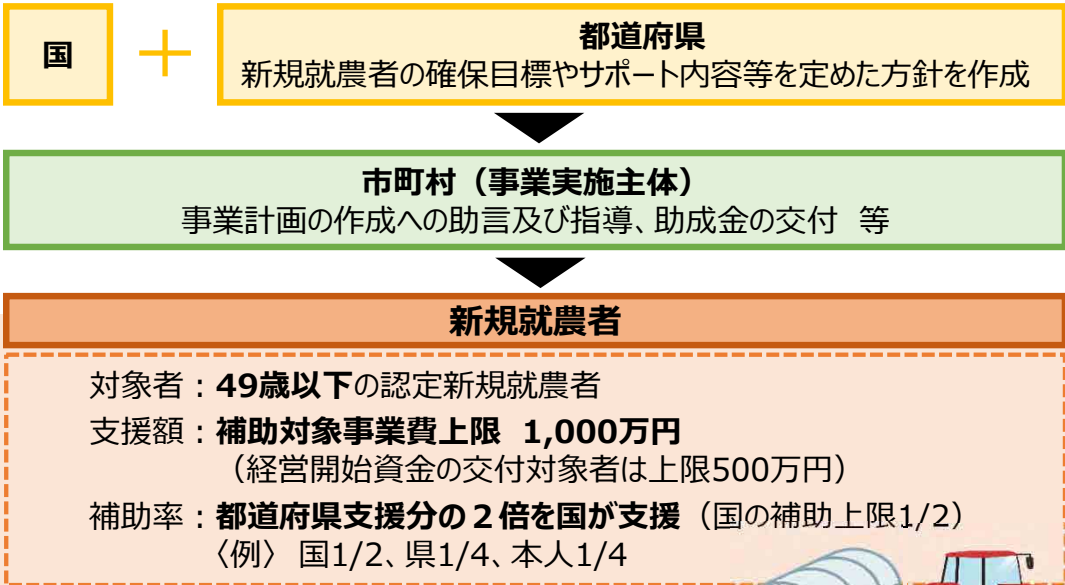
就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。（補助対象事業費上限1,000万円（国の補助上限1/2））

・取組計画に応じた事業採択方式

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



主な交付要件：

- 1 独立・自営就農する認定新規就農者であること（令和5年度以降が対象）
- 2 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
 ※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- 3 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 4 本人負担分について金融機関から融資を受けていること



就農準備資金・経営開始資金

【令和6年度予算概算決定額 12,124 (10,603) 百万円の内数】

<対策のポイント>

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生**に資金を交付

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月 (150万円/年)**注1 を最長**2年間**

交付主体：・市町村

- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

<主な交付要件>

- 独立・自営就農**※1、**雇用就農**又は**親元就農**※2を目指すこと
 - ※1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
 - ※2 就農後5年以内に経営を継承すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 都道府県等が認めた研修機関等注2で**概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上**研修を受けること
- 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること
- 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

- ① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。
- ② 以下の場合は返還となります。
 - ・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
 - ・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者**に資金を交付

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月 (150万円/年)**注1 を最長**3年間**

交付主体：市町村

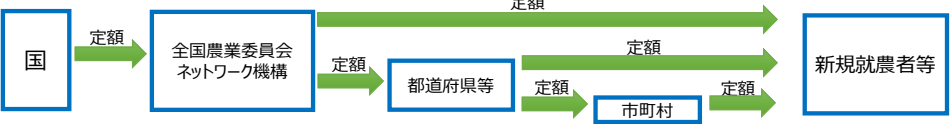
※市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を策定**

<主な交付要件>

- 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること
- 経営開始5年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
- 経営を継承する場合、**新規参入者と同等の経営リスク**（新規作目の導入など）を負っていると市町村長に認められること
- 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている**、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

- ① 以下の場合は、交付停止となります。
 - ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
 - ・適切な経営を行っていない場合 等
- ② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

<事業の流れ>



注1：支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制
 注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp）に研修計画等を登録していること

畑地化促進事業

【令和5年度補正予算額 75,000百万円】

＜対策のポイント＞

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

＜政策目標＞

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1 畑地化支援

水田を畑地化※して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

2 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和6年産単価)	2 定着促進支援 (令和6年産単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円*/10a <small>〔※ 令和5年産に採択された者は〕 17.5万円/10a</small>	・ 2.0 (3.0*) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0*) 万円/10a (一括) <small>〔※ 加工・業務用野菜等の場合〕</small>
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、**借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。**地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和5年度または6年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



＜事業の流れ＞

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

農業再生協議会等



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

畑作物の本作化対策<一部公共>のうち 畑作物産地形成促進事業

【令和5年度補正予算額 18,000百万円】

<対策のポイント>

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業から需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結びつきの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 18,000百万円

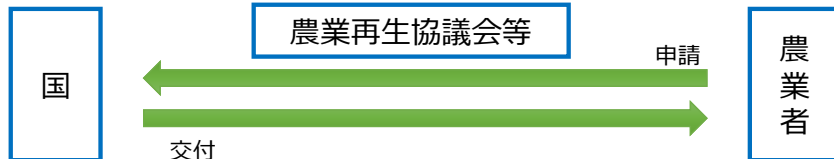
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入**や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、**取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和6年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② **交付単価**：4万円/10a
- ③ **加算措置**：令和7年度に畑地化に取り組む場合、**0.5万円/10aを加算**（畑地化加算）
- ④ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和6年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和6年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、54百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



[例] スマート農業機器の活用



大豆300A技術



土壌診断に基づく施肥

畑作物の導入・定着に向けた取組



[例] 排水対策（明渠、暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191) 38

＜対策のポイント＞

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

＜事業目標＞

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数 (100地区 [令和8年度まで])

＜事業の内容＞

1. 最適土地利用総合対策【①、③、④は令和5年度補正予算含む】

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：＜ソフト＞定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）、＜ハード＞5.5/10等】

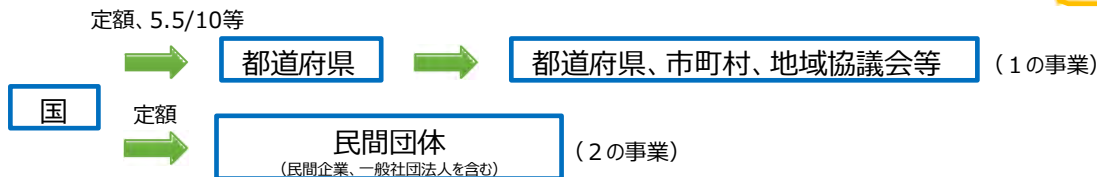
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業【令和5年度補正予算】

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞

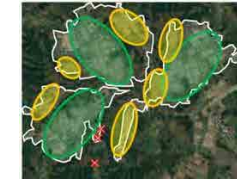


＜事業イメージ＞

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



長大法面の芝生化



放牧

【農用地保全の実証的な取組】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

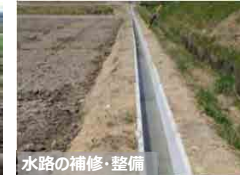


【土地利用構想図の策定】



伐根・整地

【粗放的利用のための条件整備】



水路の補修・整備

【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



【鳥獣緩衝帯】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

最適土地利用総合対策

【令和5年度補正予算額 525百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区 [令和8年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想図を作成**し、その実現に必要な**農用地保全のための活動経費等を支援**します。

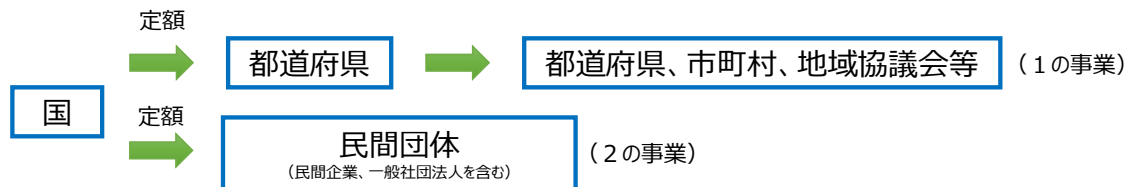
- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年）】
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。
【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



長大法面の芝生化



放牧

【農用地保全の実証的な取組】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための各種取組を選択・実施



【土地利用構想図の策定】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

目標地図作成の先行事例【笠郷地区】 岐阜県養老町

地区の主な作物	水稻	地域区分	平地農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	454ha	今後中心経営体を引き受ける耕地面積	454ha
中心経営体数	9経営体（認農4、認農法5）		

1. 地区の概要

○地区の課題

中心経営体への農地集積は約78%、用排分離されておらず、麦・大豆等の畑作物の作付が困難。今後は高収益作物への転換促進を図る必要がある。



○中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の水田利用は6経営体が担い、稲作・露地野菜等を中心に作付けを行いプランに基づいた集積を進めていく。園芸作物については、3経営体が担う。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の所有者が高齢化等に伴い農業をリタイアした際は農地を中間管理機構に転貸し、人・農地プランに基づいて農地を貸し出すこととする。

2. 作成経緯

当初作成年次 平成24年10月（目標地図作成）
 変更年次 第1回 平成25年10月
 令和元年7月（実質化）
 最終変更年次 第9回 令和3年12月

※毎年夏頃に更新が必要かどうかの確認を行う。

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

平成24年、プランの策定例が国から示され、その中に地図も掲載されていたことから、将来的に必要なだと思い、関係機関と協力し、作成に取りかかった。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

地権者・担い手等全員が参加して地図を作成するのは困難だと考え、まずは現在耕作をしている担い手だけを集めて会議を行った。会議は担い手が率先して話し合い、必要に応じてJAにしみの・町が間に入り、1～2回の開催で合意を得ることができた。その後2か月程度で担い手の意向を基にプランの素案（ゾーニング地図含む）作成が終わり、担い手以外の者（農事改良組合・農業委員等）を含めた地域検討会を開催した。会終了後、農事改良組合長から、地権者にゾーニング地図についての内容を説明した。（説明内容：将来自分がリタイアしたときには、誰が耕作をしてもらえるのか等。）

【課題や意見への対応】

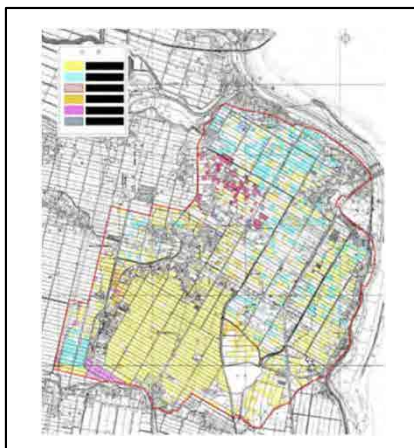
ゾーニングをするに当たり70～80代の地元の個人の担い手について、10年後でも営農ができるのかと問いかけたところ、若手の担い手が地図に位置付けてあれば、我々を地図に反映する必要はないとの反応があった。

【出し手・受け手の意識の変化】

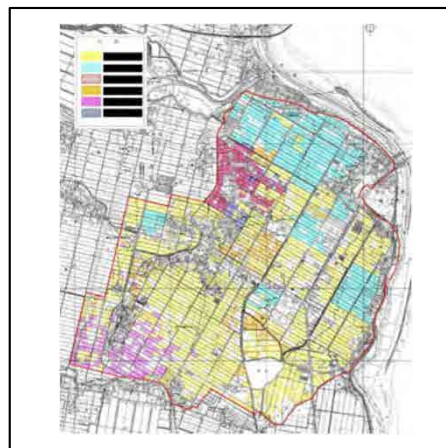
これまで利用権設定等で貸借を進めていたが、ゾーニング地図を作ったことでこの地区はこの人がやるということが地域で合意形成されたため、集約が進んだ。

4. 地図 ※H24およびR3は集積状況の地図

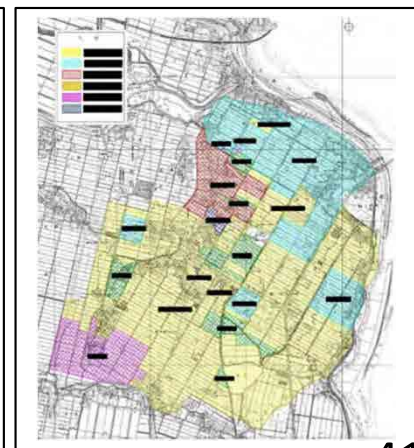
【当初H24年】



【途中(R3年)】



【目標地図】



目標地図作成の先行事例【今富地区(野代)】 福井県小浜市

地区の主な作物	水稻	地域区分	中間農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	26ha	今後中心経営体を引き受ける耕地面積	12ha
中心経営体数	6経営体（認農2、認農法1）		

1. 地区の概要

○地区の課題

- 兼業農家が営農の中心となっている集落であり、農業者の高齢化が進んでいる。また、若年層の農業に対する意識の低下も見受けられ、後継者の確保に危機感が芽生えている。
- 担い手が耕作する農地は、集積・集約化が進んでおらず分散錯圖の状態である。
- 農地は昭和30年頃に土地改良が行われ、1枚辺り10a規模の農地が形成されているが、現代の農業機械に対応した面積ではなく、効率的な営農を行うことが出来ない。



○中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の担い手個人5名及び1法人を中心経営体として位置づけ、農地を集積・集約していく。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

- 担い手の計画的な規模拡大に繋がるよう関係機関が連携して農地の集積・集約化に取り組む。
- 農地中間管理事業により集積した農地を中心に、土地改良事業による畦畔除去の実施に向けた検討を進める。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

- 集落内の地権者からは概ね同意が得られたが、話し合いに参加できない地区外や遠方に在住の地権者、相続人のいない高齢の地権者から同意を得る必要があった。
- 中心経営体となる担い手以外に、もうしばらく耕作の継続を希望する地権者の存在。

【課題や意見への対応】

- 農地中間管理事業の活用により、集落の将来を見据えた集積・集約の取組に協力してもらえるよう、集落在住の親戚等を通じて、話し合いに参加できない地権者等の方々へ、丁寧に説明を行った。
- もうしばらく耕作を希望する地権者は、農地バンクから賃借権の設定を受けた担い手と特定農作業受委託契約を結ぶことで、今まで通り耕作が継続できるように配慮した。
- 中心経営体の意見をもとに、目標地図を取りまとめ、理想的な集約の形で農地中間管理事業の契約を行った。

【出し手・受け手の意識の変化】

- 耕作できなくなった際の引き受け手が決まっていることで、地権者が続けられるうちは農業ができるという安心感が生まれた。また、集落の農地が今後も守られていく安心感が地域全体に広まった。
- 地権者の意識が、地域農業の将来も見据えられるようになり、農地の保全管理や集落全体で利用調整を行う一般社団法人「悠久の里野田井」の設置につながったことで、集積・集約化が促進された。
- 60代、70代の担い手のリタイア後は、現在40代の担い手1名に集約する予定。

2. 作成経緯

当初作成年次 平成29年10月
 変更年次 令和3年3月（実質）

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

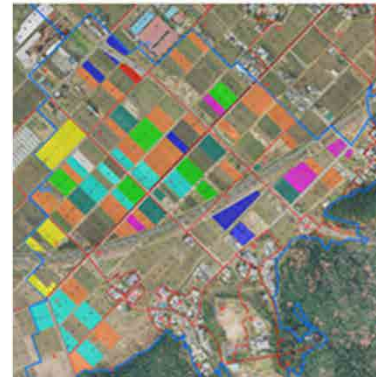
- 人・農地プランの話し合いをきっかけに、農家組合、機械利用組合、土地改良区の役員が集まって「野代農地検討委員会」を立ち上げ、地域農業の方向性について話し合いを継続的に実施。
- その結果、農地中間管理事業を活用して、中心経営体への集積・集約化を進め、耕作条件改善事業を実施する方向性が作られた。

4. 目標地図

【当初(令和元年度)】



【途中(令和2年度当初)】



【目標地図(令和2年度末)】



地域計画の策定に向けた取組事例

独自の“人・農地利用ゾーニング”で農地利用の将来を描く

島根県江津市

認定農業者等数

21 経営体

農地面積

619 ha

主な農畜産物

米・有機農産物

地域の課題

・土地の約8割を森林が占める
本市の農業は、中山間農業が主であり、狭あいな農地においても収益を上げるため、有機農業を中心に、付加価値を高めるための取組みが進められてきた。



・人口減少や高齢化が進む中、農地の減少は人の生活圏域の圧迫につながる課題であり、担い手への集積をはじめとした、農地維持の取組みが求められている。

取組概要

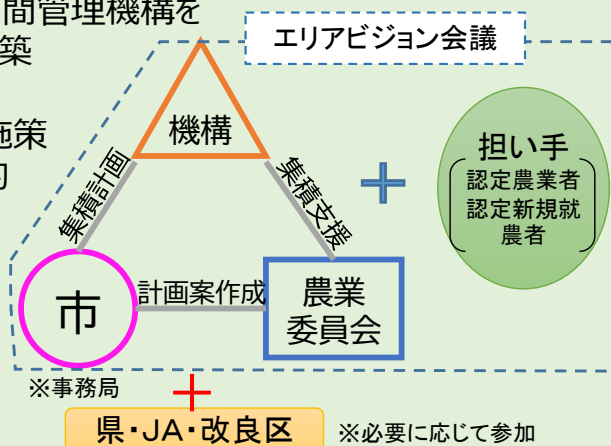
・令和3年度からコーディネーターを配置し、人・農地プランで実質化した市内45集落を、9エリアに広域化。各エリアにエリアビジョン会議を設置し、担い手の意向に重点を置いたエリアビジョンを作成した。



・また、農地に対する担い手の意向を見える化した図「江津市版人・農地利用ゾーニング」によって、農地集約を促進させる手法を整理した。

推進体制

- 市・農業委員会・中間管理機構を核とした推進体制を構築（令和元年7月）
- 市全体の人・農地施策の方針調整を定期的（年3回）に開催
- 地域段階は、エリアビジョン会議で対応



今後の予定

- ①意向聞き取りやエリアビジョン会議を経て作成した人・農地利用ゾーニングを「分析できる地図」として整理（～令和5年9月）
- ②協議の場における意見を反映した地域計画及び目標地図の素案を作成（～令和6年1月）
- ③地域計画の策定（～令和6年4月）



地域計画の策定に向けた取組事例

地域の話し合いで農地利用のエリア分けと実証事業に取り組み、地域の活性化を目指す

富山県立山町

認定農業者等数

10 経営体

農地面積

465 ha

主な農畜産物

米・大豆・肉牛

地域の課題

○釜ヶ淵地区は、立山連峰の麓に広がる田園地帯であり、特別豪雪地帯の指定を受けている。
 ○多くの農地で基盤整備が実施されたが、人家に近い農地は基盤整備を行わず、狭小・不整形な農地が残っている。
 ○高齢化や後継者不足に伴う農業者の減少により、農地の維持管理が困難になりつつある。特に不整形な農地において耕作放棄地が増加し、農地の荒廃が危惧されている。
 このため、地域の土地利用について考える、最適土地利用対策事業に取り組む。



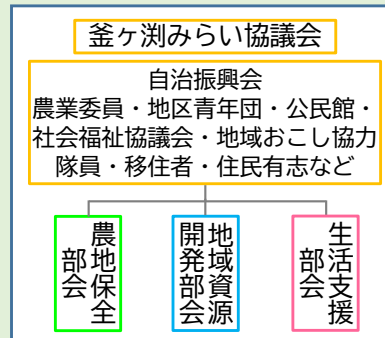
取組概要

○令和3年度に、地域の話し合いを通じて、耕作利用を推進する農地と粗放的利用により維持管理を図る農地等をエリア分けし、利用計画を協議して、最適土地利用計画を作成した。
 ○令和4年度からは、放牧やハーブ等による粗放的管理の実証に取り組むとともに、地域の様々な組織・団体を加えて「釜ヶ淵みらい協議会」を設立。農村型地域運営組織モデル形成支援事業により、地域の活性化を目指して、農地保全・地域資源開発・生活支援の取り組みについて話し合い、地域将来ビジョンを作成した。



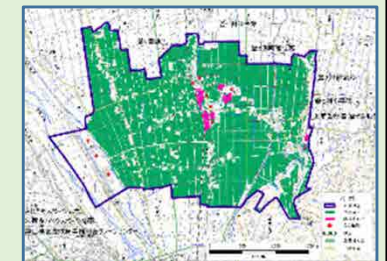
推進体制

○自治振興会長を中心として、農業委員や地区青年団、公民館、社会福祉協議会、地域おこし協力隊員、移住者、住民有志などが加わり、地域の諸課題について取組内容を協議。町・JAなどがサポートする。
 ○実行メンバーより農地保全部会・地域資源開発部会・生活支援部会を構成し、将来ビジョンの各取組を進めている。
 ○協議会だよりを発行して、話し合いの内容や取組状況を地区住民へ共有している。



今後の予定

○各部会において実証事業に取り組む。
 農地保全・・・粗放的管理（放牧・ハーブ・蜜源作物など）
 コミュニティガーデン、市民農園としての利用
 地域資源・・・自然栽培米、地場料理メニュー開発、農泊の実践
 生活支援・・・地場農産物の直売、健康教室・体験イベントの開催
 ○話し合いによる農地利用のエリア分けや不整形農地活用の実証を活かしながら、地域計画の策定に向けて、本協議会での話し合いを進め、新たな担い手の育成を含めて、将来にわたって農業生産活動が可能となる地域づくりを進める。



サポート窓口

ご不明な場合は、お気軽にお問い合わせください。

【地域計画全般】

北海道農政事務所生産経営産業部 担い手育成課 電話番号 011-330-8809 (直通)	北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号 076-232-4318 (直通)	中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号 086-224-9414 (直通)
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号 022-221-6241 (直通)	東海農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号 052-715-5191 (直通)	九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課 電話番号 096-300-6316 (直通)
関東農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号 048-740-0384 (直通)	近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号 075-414-9017 (直通)	内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 電話番号 098-866-1628 (直通)
経営局経営政策課 電話番号 03-6744-1760 (直通)		

【農業委員会、農地バンク関連】

北海道農政部農業経営局農地調整課 ○農業委員会関連 電話番号011-204-5393 (直通) 北海道農政部農業経営局農業経営課 ○農地バンク関連 電話番号011-204-5386 (直通)	北陸農政局経営・事業支援部農地政策推進課 電話番号076-232-4319 (直通)	中国四国農政局経営・事業支援部 農地政策推進課 電話番号086-224-9407 (直通)
東北農政局経営・事業支援部農地政策推進課 電話番号022-221-6237 (直通)	東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課 電話番号052-223-4627 (直通)	九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課 電話番号 096-300-6316 (直通)
関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課 電話番号048-740-0144 (直通)	近畿農政局経営・事業支援部農地政策推進課 電話番号075-414-9013 (直通)	内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 電話番号098-866-1628 (直通)
経営局農地政策課 ○農業委員会関連 電話番号 03-3591-1389 (直通) / ○農地バンク関連 電話番号 03-6744-2151 (直通)		